「あいわ訪問看護ステーション」

介護保険・介護予防保険
訪問看護サービス　重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
（第2764090433号）

社会福祉法人　　愛和会

ローズコミュニティ・緑地

介護・介護予防保険　訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護・介護予防保険の訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

１　介護・介護予防保険　訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　愛和会
代表者氏名	理事長　　髙岡　秀幸
法人所在地 電話番号	豊中市寺内１丁目１番１０号 ０６－６８６６－２９４１

２　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人愛和会 あいわ訪問看護ステーション
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 ２７６４０９０４３３
事業所所在地	豊中市寺内１丁目１番１０号
相談担当者名	電話番号　06-6866-2948　　ﾌｧｯｸｽ番号06-6866-2959 管理者　平岩　恵子
事業所の通常の 事業実施地域	社用車・バイク・自転車での移動時間が片道30分圏内

（２）事業の目的および運営方針

事業の目的	職員及び業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定介護・介護予防訪問看護事業の適正な運営及び利用者の意思及び人格を尊重し、要介護・要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定介護・介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	１　介護・介護予防訪問看護を提供することにより、要介護・要

	支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2　要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4　事業の運営にあたって、高齢者サービス調整チームを活用し市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

（3）サービス提供可能な日と時間帯

	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝日、12月30日から1月3日においては計画的な訪問を行うこととする。
サービス提供時間	月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。

（4）事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者　平岩　恵子

管理者	管理業務	１人
看護師	訪問看護計画書に基づいたサービスの提供 訪問看護計画・報告書の作成	8人
理学療法士 作業療法士	訪問リハビリテーション計画書に基づいたサービスの提供 訪問リハビリテーション計画書・報告書の作成	４人

3　　提供するサービスの内容と料金および利用料について

（1）提供するサービスの内容について

1.訪問看護・訪問リハビリテーション計画書の作成
2.訪問サービスの提供
1）　病状、障害の観察
2）　清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
3）　褥創の予防、処置
4）　リハビリテーション
5）　ターミナルケア、認知症患者の看護
6）　療養生活や介護方法の指導
7）　カテーテル等の管理
8）　その他医師の指示による医療処置

（２）提供するサービスの料金とその利用料について

提供時間数は、実際のサービス提供時間でなく、居宅サービス計画書に定める時間数によるもの
としま す。提供するサービスの利用料については、添付の概算利用料表をご参照下さい。

	サービスコード介護	サービスコード予防	サービス時間
訪問看護 看護師による訪問	訪看Ⅰ1	予防訪看Ⅰ1	20分未満
	訪看Ⅰ2	予防訪看Ⅰ2	30分未満
	訪看Ⅰ3	予防訪看Ⅰ3	30分以上1時間未満
	訪看Ⅰ4	予防訪看Ⅰ4	1時間以上1時間30分未満
訪問リハビリテーション 理学療法士・作業療法士・作業療法士による訪問	訪看Ⅰ5	予防訪看Ⅰ5	1回あたり20分　2回まで
	訪看Ⅰ5・2超		1回あたり20分　3回まで

長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1時間30分以上の訪問看護を行った場合加算されます。
夜間早朝加算	6時～8時、18時～22時に訪問看護を行った場合に加算されます。
深夜加算	22時～6時に訪問看護を行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算	病院・診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合算定されます。
初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合算定されます。 (I)病院・診療所等から退院した日に初回訪問した場合 (Ⅱ)病院・診療所等から退院した翌日以降に訪問した場合
看護・介護職員連携加算	喀痰吸引等を円滑に行う支援のために連携した場合算定されます。
サービス提供体制加算	研修等を実施しており、かつ看護師等の総数のうち3年以上の勤続年数のあるものも占める割合が30%以上である場合算定します。
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算減算を加減した１ケ月当たりの総単位数に加算率（1.8%）を乗じて算出します。

※特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、緊急時訪問看護加算、介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象外となります。

（３）キャンセル及び訪問日時の変更について

利用者の都合によりサービス利用をキャンセルする場合、またはサービス利用日時の変更を希望される場合は、サービス実施日の前日（その日が日曜日、祝日、１２月30日～１月３日にあたる日はその前日）までには事業所に申し出て下さい。

（４）訪問看護計画の作成について

契約締結後のサービスの提供は、上記内容に基づき担当者が、訪問看護計画を作成します。この計画は後日訪問時に説明し、利用者の同意を得た上で実施します。
また、ご利用期間中に状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

訪問看護計画作成者

看護師	
理学療法士・作業療法士	

4　利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
②利用料、その他の費用の支払い	利用翌月の訪問日に、お渡しする請求書（利用明細付）の内容を確認のうえ、預金口座振替での支払いをお願いします。毎月15日前後に前月分の請求書を発行いたしますので預金口座振替の方はその月の指定日（毎月27日※土日祝日の場合は翌平日）までに貴指定の引落口座にご準備ください。 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。（領収書の再発行はできません。） 資金不足で口座振替ができなかった場合は、都度現金回収または2ケ月合算にて再振替とします。3ケ月資金不足が続く場合は、協議の上契約を解除することもあります。

＜加算について＞

緊急時訪問看護加算	家族からの電話等で、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。	同意します
特別管理加算	下記の通り医療器具を装着している等、特別な管理が必要な場合につきに１回限り加算されます。 1.在宅麻薬等駐車指導管理若しくは在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 2.在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 3.人口肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者 4.真皮を超える褥瘡の状態にある者 5.在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	同意します
複数名訪問加算	利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合や、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、その他利用者の状況等から判断して複数名での訪問看護が必要な場合に加算されます。	同意します
口腔連携強化加算	口腔内の健康状態の評価を実施した場合、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。	同意します
専門管理加算	特定行為研修を終了した看護師が定期的に（月1回）訪問、計画的な管理を行った場合に算定します。（主治医が手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る）	同意します
訪問看護ターミナル加算 （介護予防保険を除く）	主治医の指示により、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて、利用者やその家族の意向を把握するとともに、利用者様の終末期の身体症状の変化、利用者やその家族の精神的な状態の変化に応じた看護を提供するものであり、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行っており、在宅又は特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合、またはターミナルケア実施後24時間以内に在宅以外で死亡確認された場合に加算されます。	同意します

５　　その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、以下の通り交通費を請求いたします。費用は利用料と合わせてご請求します。 ・駐輪場所がない場合 利用者様にて駐輪場所を確保していただくか、または訪問毎に駐輪場代（実費）をご負担いただきます。 ・自動車を使用した場合 訪問毎に駐車料金（実費）をご負担願います。 ・有料公共交通機関を利用した場合　実費相当額
衛生材料等	実費をご負担願います。
エンゼルケア （介護予防保険除く）	実費10,000～12,000円(税込)をご負担願います。

6　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7　高齢者虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止について	事業者及び事業者の使用する者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組みます。 ・研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え るほか、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見制度の利用に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者　　平岩　恵子

8　　身体的拘束等の原則禁止について

身体的拘束等の原則禁止 ②	・身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会の開催、指 針の整備、研修の実施等に取り組みます。 ・事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないように努めます。 ・・・事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載します。
身体拘束に関する責任者	管理者　　平岩　恵子

9　　ハラスメントについて

事業者は、職員が安心して働くことのできる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する指針を定め、相談体制の整備、職員研修の実施及び対応手順の整備など、ハラスメント対策を推進しています。利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある以下の行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

- 大声による叱責、威圧的な言動、暴言又は暴力
- 人格を否定する発言、誹謗中傷又は差別的な言動
- 業務の範囲を超えた過度又は不当な要求
- 長時間にわたる拘束や執拗な要望・苦情
- セクシュアルハラスメントその他職員の就業環境を害する行為

これらの行為が認められた場合には一旦サービスを中止し、職員の安全確保のため、複数名での対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行います。また必要に応じて法人本部や関係機関と連携し、サービス提供方法の見直し等について利用者又はその家族等と協議させていただく場合があります。その後も状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除することがあります。 なお、サービスに関するご意見、ご要望及び苦情については、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

１０　感染防止について

感染防止に関する考え方と対応について	1.感染症に係る事業継続計画を作成します。 2.感染症に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。 3.感染症が発生した場合において迅速に行動ができるよう訓練を実施します。 4.感染状況下においても、できる限り通常通りの訪問看護サービスを提供するよう努めます。 ・スタッフ全員、毎日検温を行い症状(37.5℃以上の発熱・咽頭痛・咳・だるさ等)がある場合は自宅待機とします。 ・研修会を含め多く人が集まる会への参加については、必要に応じて感染予防対策を行います。 ・スタッフは訪問時手洗いを徹底しマスク着用、必要に応じてガウンを着用して感染予防に努めます。
利用者・家族へのお願い	・利用者及び家族で、症状(37.5℃以上の発熱・咽頭痛・咳・だるさ等)がある場合は、当ステーションまでご連絡下さい。 ・出勤困難な職員が出た場合は、訪問時間を調整させていただくか、訪問を中止せざるを得ない事があります。 ・利用者が感染症を疑われた場合は、主治医と相談し対応させていただきます。

１１　非常災害対策について

事業者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
1.災害に係る事業継続計画を作成します。
2.災害に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。
3.災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう訓練を実施します。

１２　訪問日時や担当者変更等の相談窓口について

訪問日時や担当者の変更、その他訪問サービスに関するご相談は、随時受け付けております。営業時間内にご連絡下さい。利用者様のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承下さい。

１３　賠償責任について

当事業所が、利用者に対して行ったサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険契約者　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
幹事代理人　島本保険事務所
非幹事代理店　大阪府社会福祉協議会保健事業グループ
引き受け保険会社　三井住友海上火災保険株式会社

１４　　緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名称	
	主治医　氏名	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	（続柄：　　）
	住所及び電話番号	都・道 市 府・県 町村

１５　サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

※事業所及び利用者居住地の市町村窓口については、本重要事項説明書Ｐ10をご参照下さい。

介護・介護予防保険訪問看護サービス重要事項説明書の説明について

説明年月日	年　　月　　日

詳細内容について利用者に説明を行ないました。

事業	所　在　地	豊中市寺内１丁目１番１０号
	法　人　名	社会福祉法人　愛和会
	事　業　所　名	あいわ訪問看護ステーション
	事業所責任者	管理者　平岩　恵子
	説明者氏名	

詳細内容について事業者から説明を受けました。

利用者		住　所	
		氏　名	
代理人		住　所	
		氏　名	

2026（令和8）年6月　改訂版

2026（令和8）年10月　　追記

事業所及び市町村窓口

【事業者の窓口】 社会福祉法人愛和会 あいわ訪問看護ステーション 管理者　　平岩　恵子	豊中市寺内1丁目1-10 06-6866-2948 06-6866-2959 月～土 午前８時３０分～午後５時
【市町村の窓口】 豊中市役所 長寿社会政策課 豊中市役所 健康福祉サービス苦情調整委員会	豊中市中桜塚3丁目1-1 06-6858-2838 06-6858-3146 月～金 午前９時～午後５時１５分 豊中市中桜塚3丁目1-1 06-6858-2815 06-6854-4344 月～金 午前９時～午後５時
吹田市役所 福祉部高齢福祉室	吹田市泉町1丁目3-40 06-6384-1341 06-6368-7348 月～金 午前９時～午後５時３０分
【大阪府の窓口】 大阪府庁法人指導課	大阪市中央区大手前2丁目1-22 06-6308-9857 06-6944-1982 月～金 午前９時～午後６時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常盤町1丁目3-8 06-6949-5418 06-6949-5417 月～金 午前９時～午後５時